

23八安暮発第1011号
平成23年7月6日

八王子市消費生活審議会

会長 和田 清美 様

八王子市長
黒須 隆 一

八王子市消費生活審議会への諮問について

次のとおり理由を添えて諮問します。

諮問事項

八王子市消費生活基本計画のあり方

諮問理由

市民の消費生活は、流通技術の進歩や情報化の進展により、商品やサービスの選択肢も拡大し利便性が向上している一方で、消費者が望まない商品やサービスの購入、不当な金額の請求、高齢者を狙った悪質商法など、消費生活に関わる事件や被害は後を絶たない状況となっております。

平成21年9月の「消費者庁」の設置や「消費者安全法」の施行、さらには、地域主権戦略大綱における、都の実施事務の市への権限移譲など、基礎自治体として市民に密着した消費者行政が今求められています。

市は、平成23年4月、消費者の権利と自立支援を基本理念とし、市及び事業者の責務や消費者の役割を明確にした、「八王子市消費生活条例」を施行し、平成23年度末には、消費者行政の指針となる「消費生活基本計画」を策定し、消費者行政のさらなる充実を図ってまいります。

計画策定にあたり、八王子市消費生活条例第21条に基づき、八王子市消費生活基本計画のあり方について諮問いたします。